

注意!あなたの土地が狙われています!

「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土で埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

不法投棄、野焼き、不適正な残土埋立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄 110 番」まで通報をお願いします。

※不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄 110 番 (☎ 0120-536-380)へ

受付時間は平日の8:30~17:15です。受付時間外は最寄りの警察署まで。

問合せ 茨城県廃棄物対策課 ☎ 301-3033
大洗町生活環境課 (内線 244・245)

健康増進課からのお知らせ

■(再開)水中運動教室申込について

申込期間 6月22日(月)~6月26日(金)

申込方法 電話(☎ 266-1010)・窓口(ゆっくら健康館1階)
※詳しくは、健康カレンダー(P2)をご覧くださいか、健康増進課までお問合せください。

■住民健診・女性検診申込について

☎注意 今年度は、すべての健診が完全予約制になります。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、健診会場での三密空間を回避させるため、定員を制限して下記の通り予約受付を開始いたします。

受付開始 6月22日(月)8:30~

申込方法 電話(☎ 266-1010)・窓口(ゆっくら健康館1階)・インターネット(住民健診予約のみ)

対象となる健診

住民健診:7月3日・4日、9月2日(午後)・29日、11月4日、12月8日・14日、1月31日、2月1日・5日

女性検診:7月8日(夜間)9月27日

※新型コロナウイルスの感染状況によって、変更・中止となる場合があります。

申込み/問合せ 健康増進課 ☎ 266-1010

【新型コロナウイルス感染症対策】 障害者手帳などの有効期限の延長について

現在お持ちの障害者手帳などの有効期限について、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、下記のとおり有効期限を延長しています。

詳しくは、福祉課社会福祉係までお問合せください。

手帳などの種類	延長などの内容
精神障害者保健福祉手帳	<医師の診断書により更新される方> 有効期間の終了日が「令和2年3月1日~令和3年2月28日」の方は、有効期間の終了日から1年間は診断書の提出を猶予した上で、更新手続きが可能です。 ※有効期間の終了日前に「障害者手帳申請書」の提出が必要です。 <年金証書の写しにより更新される方> 通常通りの手続きが必要です。
療育手帳	次の判定年月が「令和2年3月~令和3年2月」の方は、次の判定年月を1年間延長します。 ※手続きは不要です。
身体障害者手帳	再認定年月が「令和2年3月~令和3年2月」の方は、再認定年月を1年間延長します。 ※手続きは不要です。
自立支援医療(精神通院)受給者証	有効期間の終了日が「令和2年3月1日~令和3年2月28日」の方は、有効期間の終了日を1年間延長します。 ※手続きは不要です。 ※ただし、下記の変更手続きは従来通り必要です。(住所、保険、自己負担上限額、医療機関の変更)
有料道路の障害者割引制度	有効期限が「令和2年3月1日~令和2年7月30日」の方は、有効期限を「令和2年7月31日」と読み替えます。 ※手続きは不要です。 ※ただし、下記の変更手続きは従来通り必要です。(ETCカード、車両番号、車載器管理番号等の変更)

※その他、自立支援医療(育成医療、更生医療)、特別児童扶養手当(障害現況届)、障害支援区分の認定などについても、延長措置があります。

問合せ 福祉課 社会福祉係(内線 151・152)

令和2年度労働保険 年度更新の申告・納付のお知らせ

- 令和2年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、6月1日(月)から8月31日(月)までに延長になりました。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申告の際は、電子申請または郵送の積極的な活用をお願いいたします。
- 令和2年4月1日から、すべての雇用保険被保険者について雇用保険の納付が必要となります。(高年齢労働者にかかる保険料免除がなくなります。)
- 労災保険率及び雇用保険率は令和元年度と同率となります。
- 資本金等1億円を超える特定の法人事業所においては、電子申請での提出が義務化されます。
- 労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。申請手続きを一度行えば、翌年度以降も継続して口座振替により納付ができ、納付期限も延長されます。

「納付日」

納期	第1期	第2期	第3期
口座振替利用無の場合	8月31日	11月2日	2月1日
口座振替納付日	※9月7日	11月16日	2月15日

※第1期口座振替納付日は、今後変更になる見込みのため、茨城労働局及び厚生労働省ホームページにて最新情報をご確認ください。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にとっては、申請により労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。

問合せ 茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 ☎ 224-6213
<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
または、各労働基準監督署・各公共職業安定所